

令和7年1月8日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月30日付6心福障第1026号により、当審議会に対して諮問された「愛の手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「愛の手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

## 第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「愛の手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

## 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、愛の手帳の交付に関する事務（以下「本件事務」という。）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、事務の実情を把握し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生に関して考慮すべきリスクを分析してきているものと認められる。一方、リスクを軽減するための措置については、一部、課題が残されていることが確認できた。

については、引き続きリスクを軽減するための取組を進めていく上で、特に留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

### 1 委託の取扱いについて

- (1) 本件事務は10万人以上の手帳所持者の情報を取り扱っており、大規模な業務と言えることに鑑みると、これを委託により処理することは妥当と考えられる。一方、委託は情報漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 本件事務については、受託者から必要な報告がなされているなど、管理監督の現状は適正であることが確認できた。加えて、全ての委託について再委託しないこと、事務システムの保守委託において特定個人情報にアクセスするのはシステム障害等に対応する場合に限るとされていることなど、リスクが軽減されていることが確認できた。
- (3) 本件事務で取り扱う情報は特段の配慮を要するものであることから、引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。

特に、愛の手帳の交付業務等委託については、受託者が直接特定個人情報を取り扱うこととなることから、都としても委託者の立場から受託

者が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか監督し、受託者において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認すること。また、委託契約更新等の時機を捉え、委託内容のリスク分析を行い、受託者に求めるべき安全管理措置について検討すること。

## 2 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、こまめな枚数確認や、廃棄委託に際しての都職員の立会い等、紙媒体の取扱い及び保管についての厳格な運用管理に努めること。

また、本件事務の所管部署が担当する他の事務において特定個人情報を記載した文書の紛失事故が発生したことも踏まえ、特定個人情報を含むものに限らず、文書の紛失が発生する過程や原因を入念に点検・検証すること。その上で、事務フローや確認手法を今一度点検するとともに、特定個人情報の安全管理にふさわしい作業環境を整え、さらには、事務フロー等について都職員等が着実に習得・習熟できる研修を実施するなど、一層実効性のある、隙間のない対策を具体的に検討し、可能な措置については速やかに実施すること。

## 3 外部記録媒体の取扱いについて

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかかつ完全なデータ削除、以上の実施手順を遵守することを都職員に教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

## 4 特定個人情報の正確性確保について

本件事務においては、中間サーバへの副本登録を定期的に行うこととされ、本件事務に係る特定個人情報は、福祉、課税等の業務の適正な遂行のため、非常に重要な役割を果たしている。

また、各種障害者手帳については、制度固有の番号と個人番号との紐付けの正確性に懸念があるとされ、マイナンバー情報総点検が行われた。

さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が、社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の促進を図ることを目的に改正され、令和 6 年 5 月に施行されたことから、特定個人情報の情報連携は一層拡大することが想定され、その正確性確保も重要性を増すと考えられる。

については、国から提供されるガイドラインや他自治体における事例等も参考にしつつ、デジタル化施策の調整を担当する部署や区立児童相談所とも協力して実効性のある対策を検討・実施し、都としても正確な入力・確認業務の確保に努めること。

#### 5 評価書等の点検・整備・活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

### 第3 審議経過

年月日	審議経過
令和 6 年 10 月 30 日	諮問
令和 6 年 11 月 25 日、28 日及び 12 月 3 日	本評価書案概要説明・審議 (第 91 回特定個人情報保護評価部会)
令和 6 年 12 月 18 日	審議 (第 92 回特定個人情報保護評価部会)
令和 7 年 1 月 8 日	「愛の手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書 (案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃